

募集要項に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	6	第3	1	(3)			建設業務を行う者	代表企業、構成企業又は協力企業のうち、建設業務を行う者には、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(昭和55年8月1日施行)第11条に規定する有資格者名簿(以下「長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿」という)において地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者を少なくとも1社以上とありますが、準市内業者又は準市内業者から、建設工事の一部を市内業者へと下請発注を行う形式での参加表明は認めて頂けるのでしょうか。 認めて頂ける場合、資格審査に関する書類1-4、代表企業、構成企業、協力企業の別の欄の記入方法はどのようになるのでしょうか。(例:その他企業)	準市内又市外登録の企業のみで応募があった場合は参加資格を満たしていないこととなります。
2	7	第3	2	(3)	ウ		建設業務を行う者	建設業務を行う者は、以下に示すアからエまでの要件を全て満たしている事とあり、ウの項には(ア)建築一式工事1,000点、(イ)電気工事880点、管工事825点とあります。 上記ウの項にある(ア)(イ)(ウ)の条件を応募グループ内の構成企業又は協力企業で全て満たす必要があり、(イ)電気工事、(ウ)管工事に関し(ア)建築一式を担当する企業又は共同企業体からの下請け発注での参加表明は認めて頂けるのでしょうか。 認めて頂ける場合、資格審査に関する書類1-4、代表企業、構成企業、協力企業の別の欄の記入方法はどのようになるのでしょうか。(例:その他企業)	建設業務を行う者は、担当工事以外の点数を全て満たす必要はありません。なお、下請企業については応募グループの構成員ではないため、資格審査に関する書類の提出は不要です。
3	6	第3	1	(3)			運營業務を行う者	運營業務を行う者には、長崎市物品等競争入札参加資格審査及び選定要綱(昭和63年12月1日施行)第11条に規定する有資格者名簿(以下「長崎市物品等競争入札有資格者名簿」という)において、地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者を少なくとも1者以上含める事とありますが、市外業者又は準市内業者から運營業務の一部を、市内業者へと下請発注を行う形式での参加表明は認めて頂けるのでしょうか。 認めて頂ける場合、資格審査に関する書類1-7、代表企業、構成企業、協力企業の別の欄の記入方法はどのようになるのでしょうか。(例:その他企業)	準市内又市外登録の企業のみで応募があった場合は参加資格を満たしていないこととなります。
4	6	第3	1	(3)			建設業務を行う者	代表企業、構成企業又は協力企業のうち、建設業務を行う者には、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(昭和55年8月1日施行)第11条に規定する有資格者名簿(以下「長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿」という)において地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者を少なくとも1社以上とありますが、建設工事を共同企業体(JV)で行う場合、市内業者の共同企業体での出資比率に制限はあるのでしょうか。(例:51%以上、30%以上等)	PFJ法第9条により、PFJ事業は法人ではない者は応募できません。共同企業体(JV)は法人格を有しないため、共同企業体での参加は認められません。

募集要項に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
5	6	第3	2	(1)			業務実施企業の参加資格要件	設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業が構成企業として参加する場合は(1)共通事項のみを充足すれば問題ない認識で宜しいでしょうか。	第1回募集要項に関する質問に対する回答No.4参照。
6	16	7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	様式集(提案審査)の様式 K 1「初期投資費見積書」のうち、項目「3建設工事(5)厨房機器等調達・設置工事」の「上記以外の厨房機器等)及び「その他」は一時支払金の対象となる「対象工事費」に含まれますでしょうか。	第1回募集要項に関する質問に対する回答No.12参照。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
1	2	第1	2	(7)						高品質かつ効率的な施設整備と運営	本事業の基本理念に「食器・食缶分離配送方式の導入(配送校によっては一括配送)」と記載がありますが、基本的には分離配送とするが、一括配送がより効率的であれば、一括配送としてもよいでしょうか。各学校の食数(コンテナ数)、配送車の積載量、センターや各学校間の距離により、一括配送が効率よく配送できるため。	配膳の準備や学校長が検食するための時間を十分に確保できる場合には一括配送も可能とします。
2	12	第1	6	(3)						配送校の提供食数	「事業期間中に調理能力の範囲内において、配送校を変更(追加)する予定としており」とございますが、配送校が増えた又は学級数が増えてコンテナや食缶や食具やカゴ等が不足した場合は、市のご負担にて追加調達していただけるという考えでよろしいでしょうか。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.2参照。
3	28	第2	1	(6)	ウ	(ア)				炊き出し	大規模災害時の炊き出しについては、回転釜2台を活用した炊き出しとありますが、食材はレトルト食品等をあたためるという理解でよいですか。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.23参照。
4	28	第2	1	(6)	ウ	(ウ)				防災用食糧備蓄庫	物資運搬の効率性を考慮し、食糧備蓄庫を屋外に設置してもよろしいでしょうか。	構いません。
5	29	第2	2	(1)						荷受室(添物用荷受室)	添物の荷受室を下処理側に設置することを検討しております。その場合、非汚染作業区域に設置する添物用仕分室の配置場所は、事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	29	第2	2	(1)						荷受室・検収室	缶詰・調味料等の荷受・検収場所は、野菜類用検収室で行うという理解でよいですか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
7	30	第2	2	(1)						油庫	油タンクの選定にあたり、揚物の提供頻度については資料7. 想定献立を見る限り週1回で問題ないでしょうか。また、油の納入・回収頻度もご教授ください。	前段：資料7は想定献立であり、提供頻度は週1回以上を想定しています。後段：納品頻度及び回収頻度は今後納入業者と協議のうえ決定するため、現時点では未定です。なお、北部学校給食センターでは月1回程度納品しており、回収については揚物の調理回数により変動しますが、2週に1～2回程度で行っています。
8	30	第2	2	(1)						各下処理室	割卵機の設置は事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.69参照。
9	31	第2	2	(1)						容器・器具洗淨室	容器・器具洗淨室は、野菜類用(検収室用・下処理室用)洗淨室と肉・魚・卵類用(検収室用・下処理室用)洗淨室を設けるとい理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	31	第2	2	(1)						野菜上処理(切裁)室	作業性と衛生を考慮し、野菜上処理コーナーで提案してもよろしいでしょうか。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.32参照。
11	32	第2	2	(1)						和え物室	煮炊き調理室では、「釜を洗淨して2度調理に使用するなどのいわゆる2回転調理や使い回しなどが無いよう十分な数を設置すること」と記載がありますが、和え物室の和え釜についても同様に使い回しをすることは不可との理解でよいでしょうか。	洗淨・消毒等を行うことに加え、絶対に二次汚染を起こさないような対応が可能であれば、事業者の提案によるものとします。
12	32									給食エリア	和え物準備室、和え物室には「釜を洗淨して2度調理に使用するなどのいわゆる2回転調理や使い回しなどが無いよう十分な数を設置すること。」などの記載はございませんが、和え釜も複数回使いはお認めいただけないとの理解でよろしいでしょうか？	No.11参照。
13	32	第2	2	(1)						和え物室	高速ミキサーを設置することとありますが、ミキサーはどのような用途に使用する想定でしょうか。	調味料の攪拌等を想定しています。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
14	33	第2	2	(1)						添物用仕分室	添物用仕分室 は、第1回の要求水準書に関する質問に対する回答にて、「添物用仕分コーナーも可」と回答いただいています。その場合、添物用仕分室コーナーの配置場所は、事業者の提案に委ねるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	33	第2	2	(1)						容器・器具洗浄室	非汚染作業区域内で野菜類用と肉・魚・卵類用に区分して設置するとありますが、肉・魚・卵類用の加熱前で使用する器具類の洗浄を汚染作業区域の器具洗浄室で洗浄する場合は、肉・魚・卵類用洗浄室は不要ですか。	加熱前の食材を扱った器具類を汚染区域で洗浄する場合には、野菜類用と肉・魚・卵類用に区分してください。その場合には、非汚染区域に肉・魚・卵類用専用の洗浄室を設ける必要はありませんが、非汚染区域で使用した器具の洗浄室の設置は必要です。
16	35	第2	2	(1)						シャワー室	シャワー室設置の有無は、提案としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	37	第2	2	(1)						屋外トイレ	屋外トイレの維持管理や消耗品の補充等は貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.118参照。
18	45	第3	3	(4)	エ	(イ)	b	a)	i)	冷機器	外装の主要部分は抗菌ステンレス製、内装は衛生管理が容易に行えるステンレス製とした抗菌構造とすること。と御座いますが、縦型冷蔵庫の記述で、プレハブ冷蔵庫は、一般的なカラー鋼板という理解でよいですか。	事業者の提案によるものとします。
19	45	第3	3	(4)	エ	(イ)	b	a)	vi)	冷機器	庫内温度の経時変化の記録については、調理員の直読でもよろしいでしょうか。	構いません。
20	46	第3	3	(4)	エ	(イ)	b	c)	ii)	熱機器	庫内温度、食材の中心温度が容易に計測、記録できる構造とすること。の記述は、スチームコンベクションオープンのことを示す記述という理解でよいですか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.136参照。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
21	48	第3	3	(4)	エ	(イ)	e	b)	ii)	コンテナ洗浄機	ii) エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去できる機器であること。とありますが、水滴は残ります。残った水滴はワイパー等で取り除くという理解でよいですか。	お見込みのとおりです。
22	50	第3	3	(4)	カ	(ア)	d			食缶の種類	食缶の最大使用パターン、最小使用パターンをご教授ください。	最大使用パターンは要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.146参照。 最小使用パターンは6点所持のうち2点使用します。 例:①汁物・煮物等、②和え物(サラダ)
23	50	第3	3	(4)	カ	(ア)				食缶	10/31公表の「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」のNo161において「6点所持のうち最大5点使用」とあり、資料8によると、ほとんどが4点使用のようなので、一部を兼用し、1クラスあたり5点所持でご提案してもよろしいでしょうか。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.52参照。
24	50	第3	3	(4)	カ	(イ)				食器リスト	食器の最大使用パターン、最小使用パターンをご教授ください。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.153参照。
25	50	第3	3	(4)	カ					コンテナ	食器と食缶については、ある程度の仕様が定められておりますが、コンテナについては特に記載がありません。コンテナの形状や大きさ等は事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、配送校の配膳室又は配膳スペースは手狭なため、コンテナの扉は側面に折りたたむなど工夫を行うこととしてください。
26	60	第5	5							食缶等の更新業務	食缶等とは、食缶・敷網・蓄冷材・食器カゴ・配膳器具を指しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	70	第6	2	(2)						食材保管	乾物・調味料・米等の納入頻度をご教授ください。	週1~2回程度を想定していますが、今後、納入業者と協議の上、決定します。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
28	70	第6	2	(2)						食材納入時間	<p>添物の入荷時間について、令和4年10月31日公表の「要求水準書(案)」に関する質問に対する回答No185」で「前日の午後を想定」と回答いただいているため、施設計画および動線計画は、午後入荷を前提としてご提案すればよいとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>万が一、午前中に入荷されると、午前中は、調理配缶作業のピークで、入荷されたものの検収・収納作業に人手を割くことが難しく、また他調理作業への衛生上の支障も懸念されます。午前中に入荷したものの仕分け作業を午後に行うとしても、「添物の仕分け作業及び仕分け後の保管は非汚染作業区域で実施(同No97)」するよう要求があるため、荷受けから仕分けまで荷姿のまま保管しておく専用冷蔵庫・冷凍庫を汚染作業区域に設置することとなり、使用頻度を考慮すると合理的ではありません。また、非汚染作業区域であるコンテナ室側から荷受けする場合でも、午前中は、配送車両が行き交い、車両動線および室内動線上も望ましくありません。</p> <p>以上の理由から、合理的な施設計画、および衛生的な運営を実現するためには、添物の入荷時間は、敷地内および調理場内の動線が落ち着いている午後に限定していただけるとの前提でご提案をさせていただきたく存じます。</p>	<p>納入時間は前日午後を想定しておりますが、今後、納入業者との協議を予定しているため、午前中に納品されることも想定して提案してください。</p>
29	72	第6	3	(9)	ウ					食物アレルギー対応食	<p>アレルギーは1日の提供献立で最大何品目使用される想定でしょうか。</p>	<p>最大2品目を想定しています。</p>
30	77	第6	6	(3)	ウ					配送車	<p>ワゴン型のコンテナ方式を基本とする。と御座いますが、どのような方式ですか。ご教示ください。また、可能であれば写真や図面の開示をお願いします。</p>	<p>事業者の提案によるものとし、写真や図面の開示はできません。</p>
31										資料6 配送校の推移案	<p>推移案には、最終形の配送対象校の記載がありますが、これは本事業期間内に移行する場合は、別途契約との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約変更により対応します。</p>

事業者選定基準に関する質問に対する回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1									

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○			資格審査に関する書類申請書	設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業は参加資格等要件に関する書類(様式1-3~1-7)の提出が不要という理解で宜しいでしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.1参照。
2	○		(16)	納税証明書(その1)	国税(法人税、消費税)は「納税証明書その3の3」ではなく、「納税証明書その1」という理解で宜しいでしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.14参照。
3	○		(17)	納税証明書(県税:法人県民税、法人事業税)	納税証明書の提出が必要となる場合、県民税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.7参照。
4	○		(18)	納税証明書(県税:法人市民税、法人事業税)	納税証明書の提出が必要となる場合、市税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.7参照。
5		1-1		資格審査申請書	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.16参照。
6		1-8		応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.23参照。
7		1-8		応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.24参照。
8		1-9		委任状	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.25参照。
9		1-11		事業実施体制	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。それとも「その他」と記載するのでしょうか。	第1回様式集(資格審査)に関する質問に対する回答No.28参照。

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)		提出部数等	副本分については応募グループ並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、との記載がございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	第1回様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.10参照。
2	○		1	(2)		提出部数等	提案書の内容を補足説明するための資料添付や、「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証を提案書に添付して提出することは可能でしょうか。	第1回様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.20参照。
3		A-3				価格提案書	提案価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は提案価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)から割賦金利を除いた金額の10%を加算した金額という認識で宜しいでしょうか。または、様式A-4の各サービス対価(割賦金利除く)の10%をサービス対価に加算した金額の合計で宜しいでしょうか。	第1回様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.25参照。
4		A-4				提案価格内訳書	変動費の1食単価は小数点第何位まで記載すれば宜しいでしょうか。	小数点第1位まで記載してください。
5		A-4				設計及び建設工事費等業務のサービス対価の内訳	一時支払金は1割賦原価の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	第1回様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.27参照。
6		J-2				参考指標	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	第1回様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.42参照。
7		J-2				参考指標	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	第1回様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.43参照。
8		K-1				初期投資費見積書	(5)厨房機器等調達・設置工事のうち、「その他」はどのような費用を想定されておりますでしょうか。	第1回様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.45参照。

基本協定書(案)に関する質問に対する回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		3	5			事業契約等	入札参加資格の喪失により事業契約を締結することが出来なくなった場合には第6条6項に該当し違約金が課される理解ですが、入札参加資格を喪失した場合でも募集要項(P.9)に従い代替企業の補充若しくは入札参加資格を喪失した者を除く優先交渉権者のみでも資格・能力等の面で支障がないと貴市の承諾を得て事業契約締結した場合には、当該違約金は課されないという理解で宜しいでしょうか。	第1回基本協定書(案)に関する質問に対する回答No.1参照。
2	○		4	6			事業契約等	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	第1回基本協定書(案)に関する質問に対する回答No.2参照。
3	○		4	6			事業契約等	違約金として、「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということで宜しいでしょうか。	第1回基本協定書(案)に関する質問に対する回答No.3参照。
4	○		5	11			有効期間	本協定書に有効期間が、「事業契約のすべてが終了した日」までとなっておりますが、かかる内容は、事業契約の期間が満了するまでという趣旨でしょうか、それとも、事業契約上の義務が全て履行されるまでという趣旨でしょうか。その点、明確に記載頂きたいと存じます。	第1回基本協定書(案)に関する質問に対する回答No.4参照。
5	○		5	12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	本条文は事業契約締結後に第6条5項各号のいずれかが生じた場合の違約金規定と理解しておりますが、本条文は事業契約書案第66条でも規定されておりますので削除頂けないでしょうか。	第1回基本協定書(案)に関する質問に対する回答No.5参照。
6	○		5	12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業契約書案第66条2項の違約金と重複して請求されることはない理解で宜しいでしょうか。	第1回基本協定書(案)に関する質問に対する回答No.6参照。

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	12	4	4	33	3			建設工事中に第三者に及ぼした損害	市から第三者へ賠償した場合は、事業者において損害の妥当性を検討できないことから、市から事業者に対する求償につき、合理的な損害額の範囲での求償に制限頂きたく存じます。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.6参照。
2		○	13	4	5	35	2			設計及び建設工事等業務の契約保証	保証額について、調査・設計費、工事監理費及び建設工事費相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上と設定されていますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということでしょうか。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.8参照。
3		○	20	5	4	53	2			維持管理及び運営業務により第三者等に及ぼした損害	市から第三者へ賠償した場合は、事業者において損害の妥当性を検討できないことから、市から事業者に対する求償につき、合理的な損害額の範囲での求償に制限頂きたく存じます。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.10参照。
4		○	23	5	5	56				維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.12参照。
5		○	23	5	5	56	1	(5)		維持管理及び運営業務の契約保証	履行保証保険を付保する場合、維持管理・運営期間中については1年契約の更新でもよろしいでしょうか。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.11参照。
6		○	23	5	5	56	2			維持管理及び運営業務の契約保証	年間の金額とは次年度分についての入札時の提案金額と理解して宜しいでしょうか。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.13参照。
7		○	28	8		65	4	(1)	ア	事業者の債務不履行等による契約終了	違約金として、設計及び建設工事等業務のサービスの対価における施設費のうち調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということでしょうか。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.15参照。
8		○	28	8		65	4	(1)	イ	事業者の債務不履行等による契約終了	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.16参照。
9		○	28	8		65	4	(2)	ア	事業者の債務不履行等による契約終了	年間の金額とは、契約が解除された当該年度の金額と理解して宜しいでしょうか。	第1回事業契約書(案)に関する質問に対する回答No.17参照。

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
10		○	29	8		66	2			談合その他の不正行為等に係る市の解除権	規定されている抵触事項が基本協定書(案)第6条第5項と同じにも係らず、違約金が契約金額の10分の1相当額または100分の15に相当する額は過大であると存じますので、違約金は、引渡前・引渡後においてそれぞれ事業契約書(案)65条4項1号及び2号と同様の金額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

契約書別紙に関する質問に対する回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	2							モニタリング及びペナルティの考え方	モニタリングにおいて、自然災害のみならず、例えば行政機関による通行止めの処置が出た場合もモニタリングの対象から除かれることの記載をお願いしますでしょうか。(例えば、伊王島大橋が、他の理由で通行止めになりますと現状の契約書ですと減額対象となります。)	別紙2の2(1)ペナルティ対象事象に記載のとおり、事業者の責めに帰すべき事由による場合を対象としているため、ご質問のケースではペナルティの対象外となります。
2	4	45	1	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価	基準金利がTONAベース15年物(円/円)金利スワップレートで、提案書提出時に使用する基準金利は0.786%となっておりますが、提案時の基準金利のレートとしては高く、割賦金利が事業費全体を圧迫するため、提案時の基準金利のレートは提案上限価格算定時のレートとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	4	45	1	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価	平準化により開業準備期間における維持管理及び運営業務のサービス対価が支払われますが、開業準備業務が完了した時点で当該債権債務が確定し、万が一、引渡し後に事業契約解除となった場合は、事業者へ未払金相当額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	第1回事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.21参照。
4	4	45	1	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価	開業準備期間中に発生する水光熱費やSPC運営等のその他費用も、事業期間にわたり平準化にて支払われるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	4	46	3	(1)				支払方法	割賦元本に対する消費税は元利金支払時にお支払いいただくという理解で宜しいでしょうか。税制上、割賦の延払基準の制度が廃止されているため、割賦元本に対する消費税は一時支払金の支払時に一括にてお支払いいただくよう変更いただけないでしょうか。	第1回事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.7参照。
6	4	46	3	(1)				支払方法	割賦元本に対する消費税の支払いを一時支払金の支払時に一括とする対応が困難である場合、割賦原価に係る消費税等相当額についても、割賦手数料の計算対象に加算することは問題ないございませんでしょうか。その場合、割賦元本(税込)にて元利均等計算を行うため、割賦元本+消費税相当額+割賦手数料の合計額が各回で元利均等となる提案となっても宜しいでしょうか。	前段: 構いません。 後段: お見込みのとおりです。 併せて、第1回事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.9をご参照ください。
7	4	46	3	(1)				支払方法	設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、割賦払いについて、税抜価格及び消費税に端数が生じた場合には、初回または最終回にて調整を行うなど事業者の提案に基づく形で問題ございませんでしょうか。	第1回事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.10参照。

契約書別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回 答
8	4	46	3	(2)				支払方法	端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	第1回事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.12参照。
9	4	47						設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール	一時支払金は1割賦元本の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	第1回事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.23参照。